

---

○議長（斉藤 重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

---

◇ 関 唯 彦 君

○議長（斉藤 重君） 一般質問を続けます。

通告順位2番、関唯彦君。

（7番 関 唯彦君 登壇）

○7番（関 唯彦君） それでは、壇上より一般質問をさせていただきます。私になりまして、傍聴者が、がらっと少なくなりまして、なにか気が落ちるような感じがしますけれども、気を取り直して一般質問をさせていただきます。

私は、大きな項目で2点であります。

その1つは、分担金と寄附金についてです。これは、去年の6月なんですけれども、分担金の条例の改正がありました。この時に公共事業の受益者から徴収するものは分担金でなければならないという観点から不備が多くあるという形で、私一人だけですけれども、反対をいたしました。

その後、去年の12月に地方自治法の第224条と228条の観点から、公共事業の受益者から取るのはこの分担金、そこに規定されている分担金以外は取れないんじゃないかという観点で、地方自治法の観点から質問いたしました。

25年度寄附金として取るのかということちょっと聞いたところ、寄附金としても取るということがありましたので、もう一度これはやらなければならないなという形で今回もう一度質問させていただきます。

そういうことで、今度は質問の内容をガラッと変えさせていただきます。地方自治法第224条を使用せず、この分担金徴収できるということを使用せず、寄附金として徴収するその法的根拠、これを示すようにという形で質問させていただきます。

2点目としまして、文部科学省からの通知についてです。これは去年の5月9日なんですけれども、文部科学省初等中等教育局長より通知がありました。第187号です。「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」この対応はどうしたのか。または、これからどのようにしていくのか。その点について質問をいたします。

以上をもちまして壇上からの質問といたします。

○町長（齋藤文彦君） 関唯彦議員の一般質問にお答えします。

1. 分担金と寄附金について。①「地方自治法第224条（普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。）を使用せず、寄附金として徴収しているが、その法的根拠は」についてであります。

分担金については、ご指摘の自治法と地財法で徴収することの出来る旨の規定がなされております。

また、寄附金については自治法第96条で負担付き寄付について記されております。

現在町が、行っている寄付の考え方は、負担的な意味合いが強いものの、あくまで任意的な寄付であるとしておりますので、法的な根拠はございません。

ただし、当町における分担金の取り扱い状況を確認しましたところ、平成元年までは土地改良や農道等の大規模な事業について分担金を徴していた経過がございました。この頃に、やはり分担金について議会審議で議論があり、最終的に分担金、寄附金、指定寄付金等の現状を分析し研究するとし、現在に至っておるものと思われます。

いずれにしましても、寄附金、分担金の取り扱いについては、再度内部で研究し、適切な対応をしてまいりたいと思っております。

2. 文部科学省からの通知について。①「文部科学省初等中等教育局長よりの通知、24文科初第187号（学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取り扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について）の対応は」についてであります。

ご質問の通知は、一部の教育委員会において、高等学校での補習等の活動について、教員が教育委員会の許可なくPTA等の学校関係団体から報酬を受けていたことや、PTA等からの寄付の支出項目が、地方財政法等に照らして疑義を生じさせるということが、国会において指摘されたことから、注意喚起を促すということで発せられました。

当町におきましても、教育委員会において、通知のあと小中学校に確認したところ、法令等に違反することは無いとの回答を得たということです。なお、文科省からの通知も各学校に送付し、その徹底を図るという対応をしております。

以上でございます。

○7番（関 唯彦君） 一問一答方式でお願いします。

○議長（齊藤 重君） 許可します。

○7番（関 唯彦君） まず、1番目の質問ですね。分担金か、寄附金かということで、これを聞いている人がはっきりわかるように争点をはっきりしたいと思うんですけど、私は任意・・・、自主的と言っていいんでしょうかね、そういう寄附だから法律違反ではないということによろしいのでしょうか。自主的寄附という形という考えでよろしいのでしょうか。もう一度聞きますけれど。

○副町長（松本忠久君） 法的根拠があるか、ないかというご質問でしたので、法的根拠はございませんという答弁をさせていただきました。

それで、違法かどうかということですかね。あくまでも寄附をいただくについては、任意で、こういうことで寄附をいただきますよということでご理解をいただいたうえで、予算計上をして、工事の実績に基づいていただいているということでございますので、私どもの考え方としては、一種の指定寄附、このことについて使うための一部として寄附するという、そういう指定寄附という形で、今まで従来処理していたということでございます。

○7番（関 唯彦君） 自主的じゃないんですか。自主的かどうかということを知っているんですけども。

○副町長（松本忠久君） 形のうえでは、自主的ということで判断をしております。

○7番（関 唯彦君） 私も自主的寄附であれば法律違反ではないと思っています。ただ、公共事業の受益者から今まで寄附という形で取っていること自体が、私は地財法の観点から見れば、割当的寄附ではないかと思っています。

そこで、聞きます。割当寄附の禁止というのはご存知ですよ。もちろん。どうでしょうか。

○総務課長（金刺英夫君） 割当寄附の禁止につきましては、地財法で規定されておりますので、その辺のことは承知しております。

○7番（関 唯彦君） 町長、副町長はいかがでしょうか。

○副町長（松本忠久君） ただいまの総務課長の答弁のとおり、内部でいろいろ検討したわけでございます。回答としては同じでございます。町長も同様と思います。

○町長（齋藤文彦君） 副町長の答えたとおりでございます。

○7番（関 唯彦君） ここで争点をしっかりしたいと思いますけれど、自主的寄附ならば、私も法律違反ではないと思います。ただ、割当的寄附ではないかと思うので、そこで法律違反ではないかと思っています。ですから、その辺の観点で聞いていきます。

自主的寄附というのは、広辞苑なんかで調べますと、ほかからの影響を受けない、自分で考え

るさま、ほかからの影響を受けないわけですよ。任意にしてもそうでしょうけれども。

そこで、聞きたいのは、この寄附金を取る場合、何パーセントという形で相手方に話して取っているのでしょうか。それとも、向こうが自主的に公共事業をやって、「悪いのでこれだけ寄附させてもらいます」と言ってきているのでしょうか。いかがでしょうか。

○総務課長（金刺英夫君） これにつきましては、一応あくまでも参考というような形で、その事業費に対する何パーセントかという割合を示させていただいております。あくまでもこれは参考になろうかと思えます。

○7番（関 唯彦君） それでは、参考という形で、じゃあ、例えば10パーセントという形で寄附金を相手方に言った時に、「私のところはお金がないので、1パーセントだけの寄付にします」、または、地区によっては、「私の地区では区が小さいものですから、寄附できません」そういう時でも自主的、任意的ですから、寄付がなくても公共事業をやってくれるわけですよ。あくまでも自主的なんですから。

○議長（斉藤 重君） その点はいかがですか。

○副町長（松本忠久君） 松崎町の長い歴史の中で、そういった話があったということは聞いておりません。事業が始まるについては、一応双方説明のうえ、そういうことでご理解をいただいているということでございます。

○7番（関 唯彦君） そういうことがあった場合、長い間にはあったのか、わかりませんが、これからそういうことがあっても事業はやるわけですよ。その10パーセントとかなんかじゃなくても、1パーセントの寄附でも、寄附が全然なくてもやるということでもよろしいのでしょうかということです。

○副町長（松本忠久君） 分担金うんぬんの関係につきましては、昨年来、関議員といろいろ議論させていただいておまして、確か私が答弁したと思えますけれども、今後早い時期に条例の見直し等を法的にクリアできるような形で改善をしていきたいということでお答えをしております。

ただ、25年度新年度予算につきましては、もう既にそういう議論をした時に、予算の要求が出揃って、総務課の方では、どれを切って、どれを出してというような査定を始めたさなかでございましたので、そこで電算処理の予算科目の登録を変えたりということになりますと、混乱を招くし、現場の方でも寄附金ということでの現地説明をしているところがございますので、事業途中で説明を変えるというのもなかなか容易でないというようなことで、すぐにはできませんけれども、ということでお断りをして、前向きに検討させていただきますという答弁をさ

せていただいたところでございます。できれば、そういうことで早めに作業を進めてまいりたいと思っています。

○7番（関 唯彦君） 私が聞いたのは、そこを聞いているわけじゃなくて、例えば10パーセントの寄附をお願いするものに関して、それでも1パーセントでも、寄附がないといっても、自主的ですから、「事業はやるんですね」ということを聞いているんです。ほかの答えじゃなくて、そこを聞いているんです。やるんですね。自主的ですから。どうでしょうか。

○副町長（松本忠久君） そういうことを言われますと、現場は混乱しますので、できるとは言えないと思います。そういうことでご理解をいただいて、納得ずくでやらせていただいているというのが現状でございます。

○7番（関 唯彦君） そうすると、その10パーセントのものを1パーセントでは公共事業をやらないと相手方にもう・・・、相手方が「1パーセントをお願いしますよ」、「だめですよ」と言った時には、そういう話で公共事業をやれないという話をするんですか。ですから、どうしても「10パーセントをお願いします」という話になっちゃうんでしょうか。そういう場合は。どうなんですか。それでいいんですか。

○副町長（松本忠久君） 今までそういうことでお願いしているということでございます。

○7番（関 唯彦君） 一応総務課に行って「地財法関係、実務をするうえで何か資料はありますか」と聞いたんですけども、その時に総務課長がこれを持って来てくれました。私はもう調べてあったんですけども、わざわざ持って来てくれましたから、これに則って聞きたいと思えます。

「地方財政法逐条解説」、今はないですよ。2002年くらいでしょうか、そのくらい前に発行されたものですけど、たぶん4000円ちょっとくらいのものだと思いますけれども、その中で、総務課長がわざわざ持って来てくれたのが、割当的寄附の禁止ですよ。地財法の第4条の5の中で、42ページ。

総務課長に聞きます。あなたが持って来てくれたんですから。最後の方に割り当てるということがどういうことか書いてありますよね。これを読まれましたよね。どういうことだと思いますか。

○総務課長（金刺英夫君） 地財法の方には、割当をこういった形で禁止するというふうな形で書いてございますが、自治法の方は強制的な寄附はというふうな形で書いてございますので、現時点では自治法の方の強制的な寄附ではないというふうな判断のもと、対応しているという状況でございます。

これが改正されてくれば、またそれは対応していくような形になります。

○7番（関 唯彦君） ちょっと・・・、これを聞いているんですけども・・・、じゃあ、私が読ませてもらいます。総務課長が持って来たものを。

「割り当てるということは、当然強制を意味するものであるので、本来この割り当ての行為自体を禁止し、併せて、強制的な徴収を禁止するものである。したがって、割り当てをしても強制的に徴収さえしなければ良いと解してはならない」

だから、要するに、これはほかの解説書にもあるんですけども、割り当てること自体が禁止なんです。そして、強制徴収することも禁止。どちらか一方に当てはまれば、この地財法の第4条の5に当てはまりますよ、ということなんです。いかがでしょうか。

○総務課長（金刺英夫君） ただいまおっしゃっているところが、強制的というふうなことだと思いますけれども、あくまでも私どもの方は任意でお願いしているという形での判断でございます。

○7番（関 唯彦君） じゃあ、その続きを読ませてもらいます。

「強制的に徴収とは、権力関係または公権力を利用して強制的に寄附させるという意味であり、応じない場合に、不利益をもたらすべきことを暗示する等社会的・心理的に圧力を加える場合も含む」と書いてありますよ。

「あなた方は何パーセント寄附しないとできない」というのは、これにあたるのではないですか。心理的圧迫を加えているんじゃないですか。本当に自主的というのは、他人から影響を受けないで、「どうぞ、このお金は余っていますから使ってください」というのが自主的でしょう。あなた方がやっていること自体がもう強制的な徴収というよりも、地財法の第4条の5に違反しているんじゃないですか。

○総務課長（金刺英夫君） 議員が読まれたここに、「公権力を利用して強圧的に」という形になります。あくまでもこれは強圧的ではなくて、先ほど来申しておりますように、任意でお願いしているということでございます。

○7番（関 唯彦君） この総務課長がくれた「地方財政法逐条解説」もぎょうせいというところから出していますよね。そのぎょうせいで松崎町は「地方財政実務提要」というのは持っているのでしょうか、持っていないのでしょうか、その辺についてちょっとお伺いします。

○総務課長（金刺英夫君） いま手元にはございませんけれども、ちょっと確認してみないとわかりません。

○7番（関 唯彦君） その「地方財政実務提要」、これは数千ページに及ぶんですけど、2443

ページに寄附というところがあるんですよ。そこにこう書かれています。

「地方財政法第4条の5で割当的寄附等の禁止について規定し、寄附の徴収については、実質的には分担金でありながら、寄附金として徴収する場合がみられるが、寄附はその性質上、自発的なものであって、本来分担金として条例の定めるところにより徴収すべきもの、強制的割当寄附という方法で当該事業の経費を賄うことはできないものとされている」、ちゃんと書かれているんですよ。

寄附としてはだめですよ。分担金で取らなければいけないんですよということなんです。しかも、これは朝日新聞なんですけれども、2007年の9月だったかな、夕刊の社会面にやはり同じことが書かれているんです。新聞にも出ているんです。その時に問題になったんですから。今から5年半くらい前に。

こういうことをあなた方は知っているはずなんですけどね。分担金でしか取れないということ自体が・・・それを今まで寄附金として、また今年度も取ろうとしているということは、どうということなのか、ちょっと私にはわからないんですけれど、回答願います。

○副町長（松本忠久君） 基本的には町長が冒頭お答えしたとおり、内部でさらに検討して、そういう疑義が生じないように適切な対応をしまいたいということでございます。

それで、去年の12月に閣議員から質問がありまして、私が答弁いたしましたように、予算の編成後ということで、その種目を振り返るという手続き、あとは現場での説明のやり直し等、進行形の事業について方法を変えるということは、ちょっと現場で混乱が生じますので、4月予算で一いドンという出発はできませんよということでお断りしたわけでございますけれども、なるべく早くそういったことで対応をしまいたいと思いますので、ぜひご理解のほどをお願いいたします。

○7番（関 唯彦君） 私が言っているのは、法律違反をしていいんですかということ。あなた方が。法律違反はできないわけでしょう。民間とは違うでしょう。

それを財政的にどうでこうでとか、そういう問題じゃないでしょう。本当は、私が言いたいの、もう9カ月前の6月の時に分担金条例が出た時に気づいて欲しかったんですよ。もう分担金でしか徴収できないということ。そうすれば、もう今年度中に直っていたんですよ。それをいつまでも同じことを繰り返しているから、私は質問しているんですよ。そうでしょう。

だから、法律違反をしてもいいかどうかということですよ。最終的には。法律違反をしてそのままやるんですか。

今回だって、25年度の予算がありますけれど、そのままやろうとしているんですか。私はは

っきり言っておきますけれど、これは法律違反だと思います。どうですか、町長。

○副町長（松本忠久君） 再三申し上げておりますとおり、改めるところは改めていきたいということでございますけれども、直ちに新年度予算からひっくり返すということは難しいものですから、出来ればこの新しい年度中にそういったことも含めていろいろな事業が絡んでまいりますので、そこで検討させていただきたいと思います。

○7番（関 唯彦君） 同じことの行ったり来たりですから、答弁はいりませんけれども、これは一般会計にも及ぶと思いますよ。やはりそのところは・・・、だけど、簡単でしょう。寄附金のところを分担金にお金を回せばいいことでしょう。ただそれだけで済むことだと思いますよ。25年度の予算は。ただそれだけのことだと思います。そして、早く分担金条例を整備すればいいことで、今の分担金条例だって徴収できるんですよ。直さなくたって。ただ、いろいろ問題点は多くありますけれどね。それを言っておきます。

それから、次に、2番目の文科省からの通知について、これをもう一度聞きますけれど、どのように対応したのか、もう一度聞かせてください。なんか興奮しちゃって、忘れてしまいました。

○教育委員会事務局長（山本秀樹君） この文書につきましては、繰り返しになりますけれども、先生方が、例えば高校の先生が補講を行ったとかということで、PTAの方から謝礼というような意味かもしれませんが、報酬を受けていたとか、PTAからの各学校への寄附がちょっと支出項目が项目的に疑問だったというようなことで注意をするようにというような文書でした。

これが来まして、教育委員長の方からまず学校に文書を、こういう通知があったから注意するようにと、法令どおり対応してくださいという表現を付けて文章等も送りまして、そのあと、電話で一応事実関係について、私の方で確認を取ったというようなことでございます。

そうしたところが、「教員がPTA等から報酬を得て活動していることはない」という返事と、もう一つは、今現在寄附という形での「PTAからの寄附というもの自体が現在、最近はもうありません」というような回答でございました。

○7番（関 唯彦君） 特にこれは、問題になったのは、やはり数字が出たということは、PTA関係、後援会とか、そういうところからの寄附でやはり法律に抵触するのではないかという形で出てきたんだと思うんですね。

そこで、学校、「T」ですよ、「T」の方に関してはそれでいいと思いますけれど、「P」の方に関してはどうでしょうか。毎年役員が替わりますので、その辺がわからなくなる可能性も



出てくるんじゃないでしょうか。「P」への対応というのはどうしているのでしょうか。

○教育委員会事務局長（山本秀樹君） 特にPTA自体の会計が私会計になるものですから、特にそこに対して我われの方から言及するという事は、今までというか、私になってからは行っていません。

ただ、自分も関議員がPTAの会長の時に、私は会計をやっていましたけれども、最近のPTAの会計の方も見させていただきましたけれども、ほとんどがやっぱり自主的な活動に回っているというようなことで、寄附というような項目も今のところないものですから、その辺は今までやってこなかったですけど、今後余裕が出てくれば寄附ということがあるのかなということもありますので、そこは、ひとつ注意をしておいてもいいのかなという感じは持っています。ただ、今のところは、そういう注意喚起等を行っていません。

○7番（関 唯彦君） わかりました。特に「T」の方は役員がそう簡単には替わりませんから、校長先生や教頭先生は替わりませんが、「P」の方は毎年替わりますので、やはりその辺で通知をしておいていただきたいのと、やはりわからないでいるとそういう形に陥ると思うんですね。ですので、PTA連絡協議会というのがありますよね。町の小学校・中学校とかいろんなPTAが集まって・・・、そういうところで一番最初の時にお知らせするというんでしょうか、そういうことが必要なんじゃないかなと私は思っています。

そういうお願いをしたいなというのが1点と、それから、その寄附の関係なんですけれども、地財法に関係しますよね。27条の4、これに関係するのが地方財政法施行令の52条だと思いますけれど、それはどういうものがあたるのか、ちょっと教えていただけますか。

○教育委員会事務局長（山本秀樹君） ここに書かれているものが「住民に負担を負わせてはならないもの」ということで、規定されているわけですけども、その中の一つは、「職員の給与に要する経費」というようなことで、これは当然のことだと思います。

それから、関議員のお伺いのところは、小中学校の建物の維持及び修繕というところだと思うんですけども、定義としては、示されたものがないというのが今のところ私どもが見つけられていないというのが現状なところなんです。定義としては。

ただ、文章からの解釈とすれば、建物の維持とか修繕ということになれば、躯体ですね、建物、躯体とか、設備等については、その設置者が負担をするということで、備品とか消耗品であれば、そこはPTAの自主的な寄附ということであれば、それは差し支えないというふうに解釈できるのではないかなとっております。

○7番（関 唯彦君） わかりました。

それと、それもちよっと問題があるんですけども、はっきりしていないというところで、これは町のものではないんですけど、ほかのところ、体育館関係でどん帳が備品に入っていない、どん帳以外に横とか上の方にあるものは備品になるなんていう校長先生が一時期あって、どん帳は関係ないけれども、こっちは備品だよというような考えがあったり、いろんなことがあって、どこまでがこれに入るのかなというのが非常にわかりづらいと言うんでしょうかね。

ですから、その辺は整理していくべきではないのかなと思います。ですから、そういうものも含めて通知していただきたいというのと、それから、あと、もし学校関係に寄附があった場合はどのように処理するのか、教えていただけますか。金品、物品の2つがあると思うんですけども、その両方の対応はどうするんでしょうか。

○教育委員会事務局長（山本秀樹君） 対応の関係ですけども、まず、物品の場合は、松崎町の場合は、松崎町立小中学校管理規則というのがありまして、そこで寄附を受納する場合というのが40条に規定をされています。

校長は、金品または物件の寄附を願い出た者がある時は、教育委員会の指示を受けなければならない、要するに、学校の管理規則では、具体的にこういうふうにやりなさいというのは定められておりません。ただ、そういう申出があった時は、教育委員会の指示を受けなさいという形になっています。

教育委員会の方としましては、一応学校の規則に物品規則というのがありますので、その規則に基づいた手続きを町と同じように取りましょうというようなことで、今までの流れでやってきました。その流れというのは、寄附の申出があった場合は、まず、申込者に申込書を書いてもらって、そして、町でいけば町長ですね。学校でいけば町長のところを校長に読み替えるわけですけども、校長の許可を得て、「いただきます」という返事を出して、そして、その後、通常はそういうものは備品ですから、備品の管理の手続きに則って備品登録をしていくというような流れで、いま学校の事務さんたちにやってもらっています。

それから、お金の場合は、今のところお金の寄附は、学校の方に聞いてもらった記憶は、経験の長い先生でもないよというようなことだったんですけども、

お金の場合は、学校の方の規定にはありません。ただ、町の方の規定でいくと、この辺がどうなのかなというのは、財務規則の43条で収入の調定という項目があって、歳入を決定するにあたっては、事情を調査して適当と認めた場合には、直ちに調定するというようなことがあります。収入が、もらっていいかというのは、調査をして適当と認めた場合に調定をするということになっています。

その調査をする中で、その次の 44 条の第 2 号の方に寄附金については、寄附申込書及び寄附承諾書の写しを添付しなさいと、要するに、物品と同じように寄附、昔は採納願と言いましたけれども、寄附の申込書をもらって、それに対して検討して、それで、承諾書を出すというような協議をした、調査をしたよというような写しを付けて調定をしなさいということに財務規則ではなっているものですから、それと同じように学校の方でも事務を進めるというような形に、もしお金があった場合は、そういう形になるだろうというふうに思っています。

○7 番（関 唯彦君） 物品の方はちゃんと帳簿があるという形で、ぜひとも寄附に関しては別帳簿でちゃんと管理していただきたいと思います。

金品の場合は、町長、町の収入になるんですよね。どうでしょう。

○町長（齋藤文彦君） そのとおりでございます。

○7 番（関 唯彦君） そのとおりですよ。町の寄附になって、一般会計に寄せなければならぬですよ。その辺もしっかりやっていただきたいと思います。

それから、もう一つ、地方自治法の 199 条の 1 項と 4 項で学校関係を監査委員に定期的に監査させることができるという規定があるんですけども、その辺で、備品とかなんかのそういうもので定期監査というのはされているのか、その辺もお伺いします。

○教育委員会事務局長（山本秀樹君） 監査の話ですが、先ほど金品の寄附、現金の寄附のところも実際の一般会計に入るわけですけども、その調定伝票を切るとかいうのは学校の事務の先生が切りますので、学校の先生にそういう形で対応してもらっています。

それから、監査の方ですけども、会計の方は予算書でもご承知のことと思いますが、小学校費とか、中学校費というのがありますので、通常のお金の出し入れの監査については、通常の監査を受けるという形になります。

それから、備品監査についても備品監査の時に町でやる分と学校で帳簿を独自でもってやっていますので、監査委員さんに学校に出向いていただいて、学校の方で監査を受けるというような対応を取っております。

○7 番（関 唯彦君） だいたいこれでほとんど聞いたんですけども、やはり寄附に対してしっかり作らなければいけないと思うんですね。ほかのところではかなり細かく寄附採納取扱い規定とか、要綱とか、要領とかという形で作られています。その中で細かく分けているんですね。

先ほど物品に関しては、いろいろやるみたいですけど、ほかの町では 1 万円以上とか、中には 30 万円以上とかといういろんな規定を作っていて、それ以下は採納願を出さないというところ

ろもあるようです。

ですから、ある程度細かくその辺を規定なり何なりである程度の町と別個にやはり作っておくべきではないかと思えます。その辺はどうなんでしょうかね。作る考えというのは、これは町の方に聞くべきものなのだろうか、どうなんでしょうか。

○教育委員会事務局長（山本秀樹君） 学校の関係の寄附ということですね。

学校の関係につきましては、規則とか要項とかは教育委員会の方で作る形になります。ただ、今のところ寄附の受納ということで、学校の管理規則の中で寄附部分について規定があります。ただ、そこは教育委員会の指示を受けなければならないという形になっていますので、我われの方の解釈が間違わなければ、同じような手続きでいけるのかなと思えます。ただ、学校の規則の中でそういう寄附に特化した規則とか要項を作っていた方がいいのかどうかというのは、そういう規則とかの見直しも学校の事務さんとか賀茂郡下の事務も集まって、みんなで協議する場もありますので、その辺で議題としては出してもいいのかなという感じはしています。

ただ、今のところ作る必要性というのはどうかなというような感じがしております。

○7番（関 唯彦君） 今は問題はないですけども、これから問題が出る可能性も出てきますので、その辺はしっかりとやっていただきたい。やはり町が出さなければならないものを住民に転嫁しない、また、PTAがそういうことを知らないで寄附してしまうということがあると思うんですね。その辺を充分注意していただければ結構だと思います。これからそのようにしていただきたいと思えます。

ちょっと時間が余っていますけれど、私の一般質問は終わります。

○議長（斉藤 重君） 以上で関唯彦君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時44分)

---